

伊 総 第 1369 号

令和 7 年 2 月 10 日

伊賀市議会議長 赤堀 久実 様

伊賀市長 稲 森 稔 尚



文書質問に対する回答について

令和 7 年 1 月 27 日付伊議第 831 号で回答の要求がありました文書質問について、下記のとおり回答します。

記

伊賀市行政組織条例の一部改正について

【質問 1】

行政組織の変更に伴う、人件費への影響額について示されたい。

【回答】

職員数は行政需要の変化により増減することとなりますが、新たな事務が発生したからといって短絡的に職員を増員するのではなく、まずは、事務処理方法の改善や組織改編等による効率的な事務執行、既存事務の廃止や見直しなどにより対応することとなります。そのような中、今回の伊賀市行政組織条例の一部改正に関連しては、職員の増員は想定していません。なお、例規に規定する分掌事務は、市の担任する事務を概して表記しているものであり、その改正が必ずしも事務の総量の増減を伴うものではないと考えます。

また、行政組織の改編により課数が増加すれば、基本的には課長職に相当する職員が増加することとなりますが、行政運営上、1 人の職員が複数の職を兼務することもあり、職員総数に変動がない場合にあつては、課数の増加が一概に人件費に影響を及ぼすものとはいえません。

これらのことから、令和 7 年 4 月の人事配置が未定の現時点においては、人件費への影響

額はお示しすることはできませんのでご了承ください。

【質問2】

行政組織条例の改正と時期を同じくして関連条例を改正する条例が提出されなかった理由について示されたい。また、同時期に提出しなかったことについて説明や言及がなかった理由について示されたい。

【回答】

2月定例会議会へ提出予定の行政組織の改編に伴う関係条例の改正内容は、主として、条例に規定する審議会等の庶務担当課名称を変更するものとなりますが、令和7年1月緊急会議の総務常任委員会において申し上げたとおり、開議日時点では一部の課及び室の名称が未確定でありました。また、全ての課及び係の名称、所掌事務等が確定した後でなければ、改正の対象となる条例を正確に把握することができません。このことから、関係条例に係る改正議案については、当初より、伊賀市行政組織条例の一部改正議案と同時期の提出ではなく、2月定例会議会への提出に向けて事務を進めていたところであることをご理解いただきますようお願いいたします。

